

各 位

クボタ健康保険組合
(公印省略)

平成 2 5 年健康保険被扶養者現況調査実施について

本調査は厚労省の指導に基づき、既に健康保険の被扶養者となっている方が引き続きその資格に該当しているかを再確認するために実施するものです。下記要領にて実施いたしますので、ご理解、ご協力を宜しくお願い致します。
尚、本年の調査対象者は、全員ではなく以下のとおりです。

記

1. 調査対象者

- ① 18 歳以上の税扶養ではない健保被扶養者 (平成 25 年 9 月末日現在)
- ② 当健康保険組合が必要と認める者
(但し、高校生以下、被保険者が海外赴任、平成 25 年 1 月 1 日以降に認定を受けた被扶養者は、対象者から除きます。)

2. 調査対象期間 平成 25 年 1 月 1 日 ～ 平成 25 年 12 月 31 日

3. 調査手順

- ① 調査対象の方には、12/12～12/20 の間に、「健康保険被扶養者現況調査票」(以下「調査票」)を配布します。
- ② 「調査票」に必要事項を記入し、必要証明書類を添付の上、下記提出期限までにご提出下さい。
 - ・必要証明書類は「添付証明書一覧表」をご参照下さい。
 - ・配偶者のいる被扶養者(父・母・義父・義母等)は、(当健保の扶養家族ではなくても)その配偶者の収入証明書も合わせて提出して下さい。
 - ・「念書」、「非課税通勤交通費支給額証明書」が必要な場合、事業所担当課へお問い合わせ下さい。
(クボタ健康保険組合ホームページからダウンロード可
「クボタ健康保険組合ホームページ」→「各種申請方法・用紙」<http://www.kenpo.gr.jp/kubota/contents/sinsei/index.html>)
- ③ 当組合に提出頂いた調査票と必要証明書に基づき、引き続き被扶養者に該当するか否かの審査を行います。
- ④ 審査の結果、被扶養者としての資格を満たさないことが判明した場合は、喪失の手続きを行います。

4. 提出期限と提出先

提出期限	提出書類	提出先
平成 26 年 1 月 下旬 (在籍事業所の指定日)	「調査票」と「証明書類」 ※証明書類がやむを得ず揃わない場合、「念書」を添付のこと。 この場合、平成 26 年 3 月下旬 (在籍事業所の指定日厳守)	事業所担当部署 経由 クボタ健康保険組合

5. ご注意およびご連絡

- ① 提出期限を過ぎても調査票並びに証明書の提出がない場合は、被扶養者の資格の確認ができないことから、さかのぼって平成 25 年 1 月 1 日付で被扶養者の資格喪失とします。
- ② 被扶養者の資格がないと判明した場合は、さかのぼって資格喪失となり、それ以後にかかれた医療費(健保負担分)はクボタ健保へ返還していただきます。
- ③ 住民票等の発行手数料は各人でご負担下さい。
- ④ 【被扶養者資格条件の概要】を添付しておりますので、ご参考下さい。

以上